

滋賀県立

精神医療センターたより

第20号 平成28年2月発行



目次

- 医療安全推進週間の取り組みについて
- 精神鑑定について
- 脳波室改装のお知らせ
- 医療観察法病棟入院対象者の状況について
- アクセス・受診案内

平成27年度医療安全推進週間の取り組みについて

厚生労働省では、平成13年から患者の安全を守るための共同行動の一環として、毎年11月25日の「安全の日」を含む一週間を「医療安全推進週間」としています。

このため、各医療関係機関においては、医療安全向上や患者さんの認識を深めていただくためにさまざまな取り組みが行われています。

今回、当センターでは「患者間違い防止」を推進するために、部署ごとに医療安全標語づくりを行いました。

できた作品は「医療安全推進週間」の期間中、来院される皆さんにも医療安全のための取り組みについて理解や協力が得られるよう病院玄関に掲示し、「これはいいね」と思った標語を選んでいただきました。

医療安全標語は、19部署から51作品の応募があり、

病院長賞には、「大切なあなたの名前、呼びかける」(第3病棟)が選ばれました。

これはいいね賞は、外来の「気をつけよう 同姓同名 おおいけん」でした。

大切な
あなたの名前

呼びかける



精神鑑定について

病院の主要な役割は、患者さんの診断・治療ですが、当センターは公的病院の責務の1つとして、行政・司法についての協力を行っています。その主要なものの一つが「精神鑑定」です。

「精神鑑定」は、大別すると「行政鑑定」と「司法鑑定」にわかれます。

「行政鑑定」は、精神保健福祉法による「措置入院」の要否について、都道府県知事の命令によって、精神保健指定医が診察して判断するものです。精神疾患に罹患している患者さんが、その精神症状によって自傷他害の恐れがある為に、非自発的な入院治療が必要かどうかを判断しています。

当センターの医師が、月に5～10件程度、当センター内または、県下の措置入院患者を受け入れる精神科病院へも出向いての診察を行っています。

「司法鑑定」は、①刑事鑑定、②医療観察法による鑑定、③民事鑑定に分けられます。新聞などで大きな事件が起きると話題になるのは、被疑者あるいは被告人の責任能力を問う刑事鑑定です。

①「刑事鑑定」には、④鑑定留置を伴わず短時間で施行される起訴前簡易鑑定と、⑤鑑定留置を伴う起訴前囑託鑑定（本鑑定）、⑥公判中に裁判所の鑑定命令によって行われる公判鑑定があります。

責任能力の程度が裁判で大きな争点になりそうな重大事件については、拘留所あるいは精神科病院で2～3か月かけて本鑑定が行われます。被疑者に複数回、時間をかけて面接をするほか、さまざまな心理テストや画像検査、家族や知人への面接も行い、鑑定書を作成します。精神医学についての深い知識とかなりの労力を要する仕事です。

②「医療観察法による鑑定」は、精神障害によって責任能力なしとされ、不起訴ないしは起訴猶予となった対象者について、医療観察法による治療が必要かどうかを裁判所の命令によって判断する鑑定です。2～3か月程度入院し、鑑定します。

当センターでも年に1～2件行っています。

③「民事鑑定」は、成年後見制度の利用の可否と程度を問う、家庭裁判所の命令による鑑定などです。



脳波室改装のお知らせ 検査科

脳波とは

脳細胞からは常に弱い電気信号が出ています。それを脳波計で記録したものが脳波です。脳波の波形から脳に関する病気を見つけたり、治療効果を確認することができます。



操作室

検査について

椅子に座った状態で頭に電極をつけます。電気が流れ



脳波検査室

たり痛みが起こる検査ではなく、目を閉じてゆったりとした状態で受けていただく検査です。眠ってしまったてもかまいません。

検査室は、今まではやや暗く圧迫を感じるような印象でしたが、患者さんにリラックスしていただけるよう、部屋全体を明るい感じに改装しました。

検査について心配なことがありましたら、検査室の技師へ気軽に声をおかけください。



～医療観察法病棟入院対象者の状況～

全国的に医療観察法病棟の残病床数が少なくなっており、当センターでも昨年3月からほぼ満床の状況が続いていましたが、1月に2名が退院し、久々に病床に空きが生じたところです。

引き続き入院対象者ができるだけ早く社会復帰できるよう支援するとともに、病棟を安全かつ円滑に運営するよう尽力しますので、今後ともよろしく願いいたします。

ここでは、平成28年2月1日現在の入院対象者の状況をお知らせします。

性別：男性18名、女性3名

出身地：滋賀県9名、京都府4名、大阪府3名、兵庫県2名、和歌山県2名、福井県1名

年齢：20歳代2名、30歳代5名、40歳代7名、50歳代3名、60歳代3名、70歳代1名

疾病：精神作用物質使用による精神および行動の障害2名

統合失調症、統合失調型障害および妄想性障害14名、

気分（感情）障害2名

成人のパーソナリティおよび行動の障害2名、心理的発達の障害1名

対象行為：殺人4名、殺人未遂5名、放火3名、強盗1名、傷害9名、

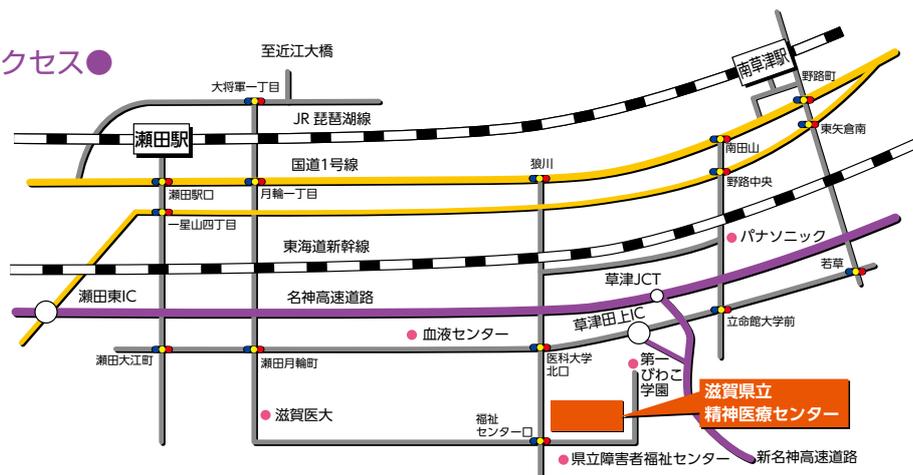
強制わいせつ未遂1名（放火と傷害、強盗と傷害の重複が各1名）

治療ステージ：急性期2名、回復期10名、社会復帰期9名



交通のご案内

●アクセス●



JR瀬田駅から

1. バス（滋賀医大方面行き）
 - ◆ 大学病院前下車 徒歩10分
 - ◆ 歯科技工士専門学校前下車 徒歩5分
2. タクシー 約15分

JR南草津駅から

1. バス（草津養護学校行き）
 - ◆ 総合福祉センター前下車徒歩1分
2. タクシー 約10分

自動車

- 新名神高速道路
草津・田上ICから約5分

外来診療のご案内

診療日：月～金曜日

外来受付：午前8時30分～11時00分（予約制）

休診日：土・日・祝日・年末年始

	月	火	水	木	金
一般外来・内科	○	○	○	○	○
思春期専門外来		○		○	
アルコール専門外来			○		○

新規患者さんの外来診察

予約枠の拡大について

新規外来患者さんの診療予約が取りにくい状況が続き、皆さまには大変ご迷惑をおかけしていましたが、昨年12月より非常勤医師を招き、予約がスムーズに行えるよう、外来診察の充実を進めています。



ホームページでもご覧いただけます
<http://www.med.shiga-pref.jp/pmc/>

〒525-0072

滋賀県草津市笠山八丁目4番25号

滋賀県立精神医療センター

Tel : 077(567)5001 / Fax : 077(567)5033